

カウセリング研究 編集規定

(2023年6月25日発効)

1. 本誌は日本カウセリング学会の機関誌で、1年1巻として、2号に分けて発行する。
2. 本誌は原則として本学会会員のカウセリングに関する論文の発表にあてる。
3. 投稿論文の第一著者は本学会の会員でなければならない。
4. 本誌は原著のほか、資料、ケース研究、展望、ケース報告、特別論文、学会情報、会務報告などを掲載する。
5. 原稿は未だ公刊されていないものに限る。原稿の執筆は所定の執筆要領に準拠することを要する。原稿は24字30行1段詰めで作成し、原著、資料、ケース研究、ケース報告は33枚まで、展望は45枚までとする。ただし、編集委員会の承認を得た場合は、この限りではない。なお詳細については執筆要領を参照すること。
6. 同一内容の原稿を同時に複数の雑誌に投稿することはできない。また、すでに雑誌や書籍等の出版物に掲載された論文と実質的に同一内容の原稿を投稿してはならない。したがって、投稿した原稿と類似した内容の原稿を本誌または他の雑誌に投稿している場合、あるいは、すでに出版している場合は、投稿する際に、それらに関する情報を編集委員会に提供しなければならない。二重投稿が明らかになった場合は、投稿原稿は即時に却下される。
7. 原稿は常任編集委員会の審査を経て以下の要領により採否を決定する。
 - ① 審査は複数名の編集委員によって行い、判定は採択、条件付き採択、修正再審査1、修正再審査2、不採択のいずれかとする。
 - ② 2回の修正を経ても編集委員の指摘したすべての事項に十分な修正・説明が行われな場合、原則として不採択となる。
8. 初回投稿から審査終了または著者による取り下げまでの間、同一論文の区分の変更は認めない。なお、著者の構成ならびに順序の変更は常任編集委員会の議を経て承認する。
9. 不採択後または取り下げた後に同一論文に修正を加えて再投稿することができる。再投稿の際には、再投稿論文連絡票により申告する。再投稿論文は、常任編集委員会で受稿が承認された場合、新規投稿論文と同様の手続きで査読が開始される。
10. 印刷において、規定枚数を超過しているもの、図版・写真など特に費用を要するものは執筆者の負担とすることがある。
11. 本誌に掲載した論文の執筆者に対して抜刷50部を贈呈する。
12. 本誌に掲載した論文の原稿は原則として返却しない。
13. 本誌に執筆された論文その他を無断で複製あるいは転載することを禁ずる。
14. 本誌の編集事務についての通信は、以下のWebページ (<https://www.editorialmanager.com/counsel/>) を通して行うこととする。